

日建連発第 21 号  
平成 25 年 4 月 25 日

法人会員社長 殿

一般社団法人日本建設業連合会  
会 長 中 村 満 義

### 技能労働者の適正な賃金の確保について

近年、建設産業を支える技能労働者は、新規入職者が激減し、高い離職率の影響もあって、高齢化が進むとともに、全体として減少傾向が継続しています。この状況が続けば、建設産業は、近い将来、熟練した技能労働者が枯渇し、産業としての存続も危惧されるところですが、その原因としては、何よりも生涯を通じての賃金水準が他産業に比べて低く、一生を託すに足る職業としての魅力に乏しいことが大きいものと受け止める必要があります。

日建連では、このような危機意識の下、平成 21 年 4 月に「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を取りまとめるとともに、その実現に向けての基本方針を定め、賃金等に関する処遇、重層請負構造、技術の継承に関する教育、作業所労働時間・労働環境等の改善に向けての活動を展開してまいりました。

こうした危機的状況を打開し、建設産業と建設労働者の明るい将来を取り戻すには、元請建設企業、下請建設企業、発注者及び行政が一体となって取り組むことが求められますが、今般、国土交通省においては、強い危機意識の下、3 月 29 日に「平成 25 年度公共工事設計労務単価」の大幅な引上げを断行するとともに、同日付けで、建設業団体、公共発注者及び民間発注者団体に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請通知を発出し、更に 4 月 18 日には国土交通大臣から建設業界首脳に対し直接要請が行われたところでもあります。

日建連としては、こうした状況を踏まえ、4 月 25 日の理事会において下記 3 点の事項を決定し、同日の定時総会に報告したところでもあります。法人会員各社におかれては、誠に厳しい経営環境の中ではありますが、その重大性を真摯に受け止め、建設技能者の確保・育成に向けたこれまでの活動を継続しつつ、技能労働者への適切な賃金水準の確保の実現に向けて、これらの事項の徹底を図られるよう、理事会の総意として要請します。

## 記

### 1. 適切な価格での下請契約の締結

- ① 適切な価格での下請契約の締結に徹するため、平成 25 年度公共工事設計労務単価を基準に、法定福利費の個人負担分を含め、職種別の労務単価を明示して、一次下請と契約すること。その記載方法など具体的実施方法については、関係委員会等で引き続き検討し、追って通知する。
- ② 技能労働者への適正な賃金の支払い、社会保険加入促進に向け、下請企業に対する指導を徹底すること。
- ③ 会員各社は、適正な水準の支払いが実施されているかを把握するための調査を実施し、日建連は、これを取りまとめて公表する。その具体的実施方法については、関係委員会等で引き続き検討し、追って通知する。

### 2. 適正な受注活動の実施

近年、公共工事、民間工事を問わず、過度な低価格で受注する、いわゆるダンピング受注が後を絶たない。

過度な低価格受注は企業体力を低下させるのみならず、技能労働者の賃金低下や保険未加入など、労働条件の悪化をもたらし、建設産業全体を弱体化させることから、日建連会員企業においては、適正価格での受注に徹する必要がある。

特に民間工事については、4月25日の理事会において別添決議書のとおり、次の事項を決議したので、同決議に従い、適正な受注活動の実施に徹すること。

- ① 適正価格での受注の徹底
- ② 適正工期の確保
- ③ 適正な契約条件の確保

### 3. 就労管理システムの構築

日建連会員企業が、下請企業に対して、適正な賃金の支払いや社会保険加入促進に向けて指導を行うに当たり、直接雇用関係にない技能労働者についての実態の把握は非常に困難であり、元請企業において技能労働者の実態を的確に把握するには、就労履歴、技能情報、社会保険加入状況等を一元的に管理する就労管理システムの構築が不可欠である。

については、国土交通省において一元的なシステムを構築されるよう、別添要望書により、要請する。もとより日建連としても、同システムの構築とその運用に積極的に協力する。

以 上